

広島市立学校通学区域審議会会議要旨

- 1 会議名 広島市立学校通学区域審議会
- 2 開催日時 平成22年10月20日(水)午前10時~午前10時30分
- 3 開催場所 広島市役所北庁舎3階 第4会議室
- 4 出席者
 - (1) 審議会委員(12人) 委員長 副委員長
中村 博 (広島市社会福祉協議会理事)
坂口 松美 (広島市PTA協議会母親委員)
小野 祥代 (広島市PTA協議会母親委員)
中島 幸子 (広島市社会福祉協議会理事)
神出 恭子 (大河地区青少年健全育成連絡協議会長)
石井 一昭 (瀬野地区青少年健全育成連絡協議会長)
井手元 勉 (広島東防犯組合連合会)
畠山 一美 (安芸区防犯組合連絡協議会長)
森原 英徳 (広島東警察署交通第一課長)
片山 清風 (海田警察署地域課長)
杉山 幸子 (広島市立真亀小学校長)
矢野 章子 (広島市立東原中学校長)
 - (2) 事務局等
教育長 濱本 康男
幹事 糸山 隆(教育次長)
竹内 康則(施設課計画担当課長)
新宅 邦彦(施設課課長補佐)
- 5 諮問事項
 - (1) 新設小学校の通学区域の設定について
理由：平成23年4月1日に開校予定の瀬野第二小学校(仮称)の通学区域を新たに定めようとするものである。
 - (2) 段原中学校及び二葉中学校の通学区域の変更について
理由：平成23年4月1日に段原中学校と二葉中学校の通学区域を改めようとするものである。
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人の人数 1名
- 8 会議資料名
諮問書、説明資料
資料1「広島市立学校通学区域審議会委員名簿」、資料2「広島市立学校通学区域審議会委員配席表」、
資料3「広島市立学校通学区域審議会規則」、資料4「広島市立学校通学区域設定基準」、
資料5「広島市立学校通学区域審議会の公開に関する取扱要領等」

9 会議の要旨

(1) 委員長及び副委員長の選出

全会一致で、委員長に中村委員、副委員長に坂口委員を選出した。

(2) 審議の進め方

事務局から説明を受けた後審議を行い、採決することとした。

(3) 諮問事項の審議

新設小学校の通学区域の設置について

【質疑の要旨】(: 委員 : 事務局)

「みつぎ団地」の住民から、「瀬野第二小学校(仮称)」を通学区域にして欲しいという希望はなかったのか。また、「みつぎ団地」の人口構造が判れば教えて欲しい。

「瀬野第二小学校(仮称)」の通学区域案については、今年の4月から9月にかけて瀬野地区の町内会、関係団体、保護者にご提示させていただき各町内会等で議論していただきました。「みつぎ団地」は「みどり坂団地」の北側に位置し、「瀬野小学校」までの距離が約4キロあることから、「みつぎ団地」の児童の通学は、朝2便、下校時間帯に1時間1便ある路線バスを利用しております。「みつぎ団地」の町内会等もどちらの小学校にするか議論した結果、現行の「瀬野小学校」の方にしたいという意見でまとまりました。

また、「みつぎ団地」の人口は、4月末現在の住民基本台帳で778人、小学生は42人となっております。

「みつぎ団地」の児童は、希望すれば距離的に近い「瀬野第二小学校(仮称)」へ通学できるのか。

今回の通学区域案で決まれば、「みつぎ団地」は、原則、「瀬野小学校」に通学することになります。「みつぎ団地」から「瀬野第二小学校(仮称)」までの通学距離は約2.4キロあり、徒歩で民家から外れた道路を通ったあと、団地の中に入り下ることになることから、現行の「瀬野小学校」へのバス通学を希望されました。なお、特別な事情により、他の小学校に通学したい場合は、校長から許可が出るなどの許可制度があります。

【採決】

全会一致で、諮問どおりの通学区域で答申することを決定した。

段原中学校及び二葉中学校の通学区域の変更について

【質疑の要旨】

質疑なし

【採決】

全会一致で、諮問どおりの通学区域で答申することを決定した。

(4) 答申

教育委員会への答申については、委員長に一任することが了承された。